

蛍光ガラス線量計による積算線量測定に係る 女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画等の一部改正について

1 概要

宮城県、女川町、石巻市及び東北電力株式会社は、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定」に基づく「女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画（以下「基本計画」という。）」、「環境放射能測定実施計画（以下「実施計画」という。）」及び「環境放射能評価方法（以下「評価方法」という。）」を定め、蛍光ガラス線量計（RPLD*）による積算線量測定を施設周辺住民の外部被ばく線量評価と位置付けて実施してきた。

* RPLD : RadioPhotoLuminescence glass Dosimeter

令和5年度に、外部被ばく線量評価は連続測定が可能な機器の1時間値で行う方針が原子力規制庁から明確に示されたことを受けて、県では女川町、石巻市、東北電力株式会社とともにRPLDによる積算線量測定の今後について検討を重ね、RPLDによる積算線量測定を終了し、施設寄与があったと考えられる場合には、モニタリングステーションにおけるNaI(Tl)検出器を用いて外部被ばく線量評価を実施する方針案を、令和7年11月に開催した女川原子力発電所環境調査測定技術会及び女川原子力発電所環境保全監視協議会並びに環境放射能監視検討会において説明した（別添1：説明資料再掲）。本説明の結果、RPLDによる積算線量測定の終了については、地域住民に対して丁寧な周知を徹底するよう意見を頂戴したが、測定の終了に関して異議はなかった。

このことから、今回、RPLDによる積算線量測定を令和8年3月に終了することとし、それに伴い、測定の終了に係る基本計画、実施計画及び評価方法の一部改正について御確認をいただくものである。

2 改正内容

RPLDによる積算線量測定の終了に伴い、基本計画、実施計画及び評価方法において、積算線量測定及びモニタリングポイント（MP）に関する項目を削除する。

あわせて、環境放射能監視検討会において御意見をいただいたとおり、記載の明確化に関する修正を行う。

改正内容の詳細は、別添2から別添4のとおり。

3 施行日

令和8年4月1日から施行する。

4 その他

RPLDによる積算線量測定の終了予定に係る住民への周知については、令和7年12月以降、各測定地点へ掲示を行った。また、令和8年3月に発行予定の「原子力だよりみやぎ」において、測定の終了予定の記事を掲載する。

女川原子力発電所環境放射能測定基本計画※における積算線量測定について

令和7年11月28日

宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課
宮城県環境放射線監視センター

※環境放射能測定基本計画：女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画

1

説明内容

- 1 蛍光ガラス線量計（RPLD）による積算線量測定
- 2 現在の積算線量の測定方法
- 3 積算線量測定に関する国の方針の改正
- 4 より効果的な監視手法の検討
- 5 現在の環境放射線モニタリングの状況
- 6 今後の対応（案）
- 7 今後の予定
- 8 RPLDによる積算線量測定の廃止に関する周知の計画

1 蛍光ガラス線量計（RPLD）による積算線量測定

- 空間放射線量の測定として、NaI(Tl)検出器及び電離箱検出器を用いた連続測定による原子力発電施設における異常の早期発見とともに、施設周辺住民の外部被ばく線量の把握を目的として実施
- モニタリングポイント（MP）及びモニタリングステーション（MS）の敷地内にRPLDを設置し、3か月間の積算値を算出して公表

環境放射能測定基本計画※（抜粋）

2 空間放射線量の測定

(1) 目的

空間放射線量を測定する目的は次のとおりとする。

- イ 空間放射線レベルを測定することにより、施設周辺住民の外部被ばく線量を評価する。評価対象はガンマ線とする。
- ロ 比較的短時間の放射線の変動を測定監視することにより、施設における異常の早期発見と、原因の調査に役立てる。

ハ 測定頻度

- (イ) 空間ガンマ線量率、空間ガンマ線スペクトル及び気象要素については連続測定する。
- (ロ) 空間ガンマ線積算線量は、3か月間の積算値を年4回測定する。

ニ 測定装置及び測定方法

- (イ) 空間ガンマ線量率の測定は、NaI(Tl)検出器及び電離箱検出器で行う。
- (ロ) 空間ガンマ線スペクトルの測定は、NaI(Tl)検出器で行う。
- (ハ) 空間ガンマ線積算線量の測定は、蛍光ガラス線量計（RPLD^(注)で行う。
- (ニ) 気象要素の観測は原則として気象庁の検定を受けた装置で行う。
- (ホ) 空間ガンマ線量率及び気象観測の結果は、テレメータ装置により、地方自治体及び施設者各々の中央監視局で収集及び処理する。
なお、地方自治体及び施設者の測定結果は、それぞれ中央監視局を通じて交換する。

RPLD : **R**adio**P**hoto**L**uminescence glass **D**osimeter

※「女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画」
(宮城県、女川町、石巻市、東北電力株式会社、昭和54年作成、令和7年一部改正)

3

2 現在の積算線量の測定方法

- 蛍光ガラス線量計（RPLD）を各測定地点に設置
- 3か月間毎に回収し専用の読取装置により測定
- 3か月間の積算線量を把握

※RPLDは、リアルタイムで値がわかる機器ではない

RPLD



封入してタッパーに入れる



各測定地点（MP、MS）に設置



回収して測定（読取装置）



※測定のため、他にRPLDの熱処理や線源照射も実施

3 積算線量測定に関する国の方針の改正

(1) 当初の目的

- 環境放射線モニタリングに関する指針(原子力委員会、昭和53年)
「**多地点に積算型放射線計測器を配置し積算値を求める**」
- 緊急時モニタリングにおいても**RPLDを活用**

(2) 現在の国の方針

原子力規制庁は、平成30年、施設周辺住民の外部被ばく線量評価に関する方針を改め、令和5年度には**線量の時間変化が記録できないRPLDによる積算線量測定は認めない**とする明確な姿勢を示した。

<平常時の方針>

- 局舎等を設置していない地点において、**1時間値の変動が見られる測定器(電子式の積算線量計)**であれば**参考として用いることができる**程度の位置付け
- **RPLDは1時間値の変動が見られないので合致せず認められない**

【参考 緊急時の方針】

- 緊急時モニタリングにおいて、国では**RPLDを用いる想定がない**
- このため、緊急時の防護措置判断用として、原子力発電所周辺地域に、概ね5 km間隔で設置した**電子式線量計の測定結果から積算線量を算出**することとしている

5

4 より効果的な監視手法の検討

- 積算線量測定を開始した昭和56年以降、放射線測定器の技術的進歩や高度化が進んだ。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故等を経て、本県の監視測定体制は、充実強化されている。

(1) 平常時モニタリング

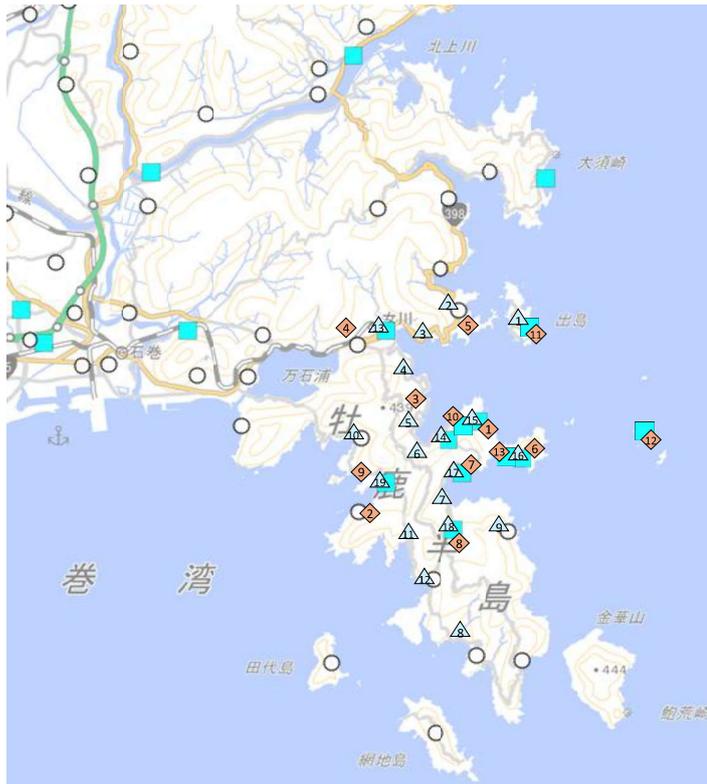
- モニタリングステーションは、発電所を中心とした各方位に設置され、放射線測定器により放射性物質の放出の有無を常時監視しており、**線量の異常を全方位で検出可能**である。
- なお、線量に異常が確認された場合には、**移動観測車や伝送式可搬型モニタリングポスト**により集落毎の線量率をリアルタイムで測定することで、RPLDにより積算線量を測定しなくとも、**現在と同等の監視体制を構築**できる。

(2) 緊急時モニタリング

- 東京電力福島第一原子力発電所事故後、2分毎に測定できる電子式線量計を周辺地域に概ね5 km間隔で設置しており、**リアルタイムで周辺地域の放射線の状況を把握**することができる体制となっている。
- 従来のRPLDは、地域から測定素子を回収後、仙台市内に搬送して線量を読み取る必要があったが、**電子式線量計は線量把握の即時性に優れている**。

6

5 現在の環境放射線モニタリングの状況



- △ RPLD (県分)
 - ◆ RPLD (電力分)
 - モニタリングステーション
 - 電子式線量計
- 3か月間の積算線量を測定 (データ伝送なし)
- 空間放射線量率を連続測定 (データは常時HP公開)

RPLD (県分)

番号	地点名	同一*	備考
1	出島	△	付近に寺間MS有り
2	尾浦	○	電子式線量計 女川尾浦局有り
3	桐ヶ崎	△	付近に女川MS有り 移動観測車測定有り
4	高白	△	付近に女川MS有り 移動観測車測定有り
5	大石原	△	付近に飯子浜MS有り 移動観測車測定有り
6	野々浜	△	付近に飯子浜MS有り 移動観測車測定有り
7	大谷川	△	付近に鮫浦MS有り 移動観測車測定有り
8	十八成浜	△	付近に電子式線量計 牡鹿清崎局有り
9	泊浜	○	電子式線量計 石巻泊浜局有り
10	桃浦	○	電子式線量計 石巻桃浦局有り
11	小網倉	△	付近に谷川MS有り 付近で移動観測車測定有り
12	大原浜	○	電子式線量計 牡鹿大原局有り
13	女川MS	○	MSに設置
14	飯子浜MS	○	MSに設置
15	小屋取MS	○	MSに設置
16	寄磯MS	○	MSに設置
17	鮫浦MS	○	MSに設置
18	谷川MS	○	MSに設置
19	狹浜MS	○	MSに設置

RPLD (電力分)

番号	地点名	同一*	備考
1	小屋取	○	小屋取MS有り
2	牧浜	○	電子式線量計 石巻牧浜局有り
3	横浦	△	付近に飯子浜MS有り 移動観測車測定有り
4	女川	△	付近に電子式線量計 女川尾浦局有り
5	竹浦	△	付近に電子式線量計 女川尾浦局有り 移動観測車測定有り
6	寄磯	○	寄磯MS有り
7	鮫浦	○	鮫浦MS有り
8	谷川	○	谷川MS有り
9	狹浜	○	狹浜MS有り
10	塚浜MS	○	MSに設置
11	寺間MS	○	MSに設置
12	江島MS	○	MSに設置
13	前網MS	○	MSに設置

*RPLD設置地点と同一地区にMS又は電子式線量計がある場合「○」

6 今後の対応 (案)

(1) RPLDによる積算線量測定の終了

RPLDによる積算線量測定については、国における方針が改正され、一定の役目を終えたと見なされること、女川原子力発電所周辺地域の監視・測定体制が充実強化されてきていることも踏まえ、測定を終了する方針としたい。

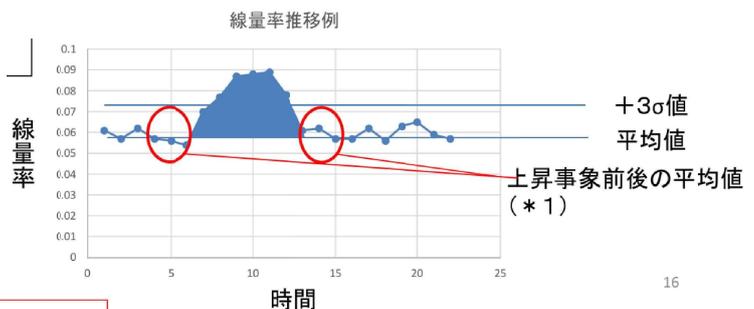
【参考】施設寄与がある場合の実効線量の算出

- 環境放射能評価方法※1に基づき算出
- 実効線量への換算や預託実効線量の算出は、原子力規制庁の「平常時モニタリングについて (原子力災害対策指針補足参考資料) ※2」によるものとしている。

○外部被ばく線量の施設寄与分の使用データと算出方法

基本的な考え方

- ・評価データは1時間線量率値を基本とする。
- ・平常の変動幅の超過事象を評価する。
- ・平常の変動幅は過去値の+3σ値を基本とする。
- ・過去値は過去数年とする。
- (東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けている地域は、その期間のデータの取扱いを考慮する。)
- ・施設寄与分の外部被ばく線量の算出は右式による。



施設寄与分

$$\text{外部被ばく線量} = \sum (\text{上昇事象前後の平均値以上の線量率} - \text{上昇事象前後の平均値} (*1))$$

第5回環境放射線モニタリング技術検討チーム会合

資料1 「平常時における環境放射線モニタリングについて」平成29年10月原子力規制庁を加工して作成

※1 「環境放射能評価方法」(宮城県、女川町、石巻市、東北電力株式会社、昭和60年作成、令和7年一部改正)

※2 「平常時モニタリングについて (原子力災害対策指針補足参考資料)」(原子力規制庁監視情報課、平成30年策定、令和3年改訂)

6 今後の対応（案）

（2）施設寄与がない場合の実効線量の算出の廃止

<現状>

- 年度報の本編
原子力発電所に起因する被ばくが認められない場合、
環境放射能評価方法に基づき省略
- 年度報の資料編
参考までにRPLDの結果を用いて自然放射線等による実効線量を算出



<対応方針案>

実効線量の算出を廃止

- 施設寄与分がない状況下で実効線量を算出する必然性はない
- これまでの測定により、バックグラウンドレベルは把握できたため、
今後施設寄与がない場合は省略
この場合、内部被ばくによる預託実効線量の算出も省略
- なお、NaI(Tl)検出器及び電離箱検出器による月間積算値は、年度報
の資料編に既に掲載

9

7 今後の予定

令和7年11月

- 環境放射能監視検討会にて説明
(女川原子力発電所環境放射能測定基本計画等の修正案)

令和8年2月

- 女川原子力発電所環境調査測定技術会及び
女川原子力発電所環境保全監視協議会にて評価・確認
(女川原子力発電所環境放射能測定基本計画等の修正案)

令和8年3月末 RPLDを用いた測定終了

※ 本測定は、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に基づき実施するものであり、協定締結者である女川町、石巻市及び東北電力株式会社とはRPLD測定を廃止する方針を事前に確認している。

8 RPLDによる積算線量測定の実行の廃止に関する周知の計画

令和7年12月

- MS敷地内のRPLD及びMPへの掲示

令和8年3月

- 「原子力だよりみやぎ」への掲載

女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画 新旧対照表

・次表に記載がない箇所についても、見出し記号は「イロハ」を「アイウ」に改める。

現 行 (令和 7 年 2 月)	修 正 後	備 考
<p>I 環境放射能測定基本計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 目的</p> <p>女川原子力発電所(以下「施設」という。)周辺住民の健康と安全を守り、生活環境の保全を図るために、主として、平常時(原子炉停止中を含み、異常時を除く。)の施設敷地境界外の周辺地域の環境放射能(環境放射線を含む。)を測定し、その評価を実施するために、<u>この計画を定める。</u></p> <p>なお、<u>異常時の測定は、8のとおり</u>宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の定めによるものとする。</p> <p>(2) 調査及び測定項目並びにその分担</p> <p>(1) の目的を達成するために次の項目を実施する。</p> <p><u>イ</u> 施設周辺住民の放射線被ばく線量の推定評価</p> <p><u>ロ</u> 環境における放射性核種濃度の推移の把握</p> <p><u>ハ</u> 施設からの放射性核種の予期しない放出による周辺地域への影響の判断</p> <p>(3) 略</p> <p>2 空間放射線量の測定</p> <p>(1) 目的</p> <p>空間放射線量を測定する目的は次のとおりとする。</p> <p><u>イ</u> 空間放射線レベルを測定することにより、施設周辺住民の外部被ばく線量を評価する。</p> <p>評価対象はガンマ線とする。</p> <p><u>ロ</u> 比較的短時間の放射線の変動を測定監視することにより、施設における異常の早期発見と、原因の調査に役立てる。</p> <p>(2) モニタリングステーションにおける測定</p> <p><u>イ</u> 設置地点の選定</p> <p>連続で放射線を測定するモニタリングステーション(以下「MS」という。)を施設周辺に配置するにあたっては、次の事項を考慮して<u>選定するものとし、設置場所は表1のとおりとする。</u></p> <p><u>(イ)</u> 人の居住状況</p> <p><u>(ロ)</u> 施設からの距離</p> <p><u>(ハ)</u> 卓越風向の状況</p> <p><u>(ニ) 全体的なつり合い</u></p>	<p>I 環境放射能測定基本計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 目的</p> <p>女川原子力発電所(以下「施設」という。)周辺住民の健康と安全を守り、生活環境の保全を図るために、主として、平常時(原子炉停止中を含み、異常時を除く。)の施設敷地境界外の周辺地域の環境放射能(環境放射線を含む。)を測定し、その評価を実施するために、<u>「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」第3条の規定により、この計画を定める。</u></p> <p>なお、<u>放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する測定は、</u><u>宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の定めによるものとする。</u></p> <p>(2) 調査及び測定項目並びにその分担</p> <p>(1) の目的を達成するために次の項目を実施する。</p> <p><u>ア</u> 施設周辺住民の放射線被ばく線量の推定評価</p> <p><u>イ</u> 環境における放射性核種濃度の推移の把握</p> <p><u>ウ</u> 施設からの放射性核種の予期しない放出による周辺地域への影響の判断</p> <p>(3) 略</p> <p>2 空間放射線量率の測定</p> <p>(1) 目的</p> <p>空間放射線量率を測定する目的は次のとおりとする。</p> <p><u>ア</u> 空間放射線レベルを測定することにより、施設周辺住民の外部被ばく線量を評価する。</p> <p>評価対象はガンマ線とする。</p> <p><u>なお、外部被ばく線量評価の詳細は環境放射能評価方法で定める。</u></p> <p><u>イ</u> 比較的短時間の放射線の変動を測定監視することにより、施設における異常の早期発見と、原因の調査に役立てる。</p> <p>(2) モニタリングステーションにおける測定</p> <p><u>ア</u> 設置地点の選定</p> <p>連続で放射線を測定するモニタリングステーション(以下「MS」という。)を施設周辺に配置するにあたっては、次の事項を考慮して<u>地域の実状を踏まえ</u>選定するものとし、設置場所は表1のとおりとする。</p> <p><u>(ア)</u> 人の居住状況</p> <p><u>(イ)</u> 施設からの距離</p> <p><u>(ウ)</u> 卓越風向の状況</p>	<p>➢根拠の明確化</p> <p>➢国の「平常時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」に定義する記載に修正</p> <p>➢見出しの記号の変更(以下、同様)</p> <p>➢積算線量測定終了に伴う修正</p> <p>➢記載の明確化</p> <p>➢国の「平常時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」に準じた記載への修正</p>

現 行 (令和7年2月)	修 正 後	備 考
<p><u>ロ</u> 測定項目 MSでは次の項目を測定するものとし、詳細は環境放射能測定実施計画で定める。 <u>(イ) 空間ガンマ線量率</u> <u>(ロ) 空間ガンマ線スペクトル</u> <u>(ハ) 空間ガンマ線積算線量</u> <u>(ニ) 気象要素</u></p> <p><u>ハ</u> 測定頻度 <u>(イ) 空間ガンマ線量率、空間ガンマ線スペクトル、気象要素については連続測定とする。</u> <u>(ロ) 空間ガンマ線積算線量は、3か月間の積算値を年4回測定する。</u></p> <p><u>ニ</u> 測定装置及び測定方法 <u>(イ) 空間ガンマ線量率の測定は、NaI(Tl)検出器及び電離箱検出器で行う。</u> <u>(ロ) 空間ガンマ線スペクトルの測定は、NaI(Tl)検出器で行う。</u> <u>(ハ) 空間ガンマ線積算線量の測定は、蛍光ガラス線量計(RPLD(注))で行う。</u> <u>(ニ) 気象要素の観測は原則として気象庁の検定を受けた装置で行う。</u> <u>(ホ) 空間ガンマ線量率及び気象観測の結果は、テレメータ装置により、地方自治体及び施設者各々の中央監視局で収集及び処理する。</u> なお、地方自治体及び施設者の測定結果は、それぞれ中央監視局を通じて交換する。 <u>(注) Radiophotoluminescence glass dosimeter の略称。</u></p> <p><u>(3) モニタリングポイントにおける測定</u> <u>イ 設置地点の選定</u> <u>積算線量を測定するモニタリングポイント(以下「MP」という。)を施設周辺に配置するにあたっては、次の事項を考慮して選定するものとし、設置場所は表2のとおりとする。</u> <u>(イ) 人の居住状況</u> <u>(ロ) 施設からの距離</u></p> <p><u>ロ 測定項目</u> <u>空間ガンマ線積算線量</u></p> <p><u>ハ 測定頻度</u> <u>3か月間の積算値を年4回測定する。</u></p> <p><u>ニ 測定装置及び測定方法</u> <u>蛍光ガラス線量計(RPLD)で行う。</u></p> <p>3 環境試料中の放射能の測定 (1) 目的 環境試料(以下、「試料」という。)中の放射能を測定する目的は、次のとおりとする。 略 (2)～(4) 略 (5) 分析方法</p>	<p><u>イ</u> 測定項目 MSでは次の項目を測定するものとし、詳細は環境放射能測定実施計画で定める。 <u>(ア) 空間ガンマ線量率</u> <u>(イ) 空間ガンマ線スペクトル</u></p> <p><u>(ウ) 気象要素</u></p> <p><u>ウ</u> 測定頻度 <u>連続測定とする。</u></p> <p><u>エ</u> 測定装置及び測定方法 <u>(ア) 空間ガンマ線量率の測定は、NaI(Tl)検出器及び電離箱検出器で行う。</u> <u>(イ) 空間ガンマ線スペクトルの測定は、NaI(Tl)検出器で行う。</u></p> <p><u>(ウ) 気象要素の観測は原則として気象庁の検定を受けた装置で行う。</u> <u>(エ) 空間ガンマ線量率及び気象観測の結果は、テレメータ装置により、地方自治体及び施設者各々の中央監視局で収集及び処理する。</u> なお、地方自治体及び施設者の測定結果は、それぞれ中央監視局を通じて交換する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 環境試料中の放射能の測定 (1) 目的 環境試料(以下、「試料」という。)中の放射能を測定する目的は、次のとおりとする。 略 (2)～(4) 略 (5) 分析方法</p>	<p>➤積算線量測定終了に伴う修正</p> <p>➤積算線量測定終了に伴う修正</p> <p>➤積算線量測定終了に伴う修正</p> <p>➤積算線量測定終了に伴う修正</p> <p>➤記載の統一</p>

現 行 (令和7年2月)	修 正 後	備 考
<p>ガンマ線放出核種の核種分析並びにSr-90及びH-3の分析は、原則として<u>文部科学省等</u>で定めている方法によるものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>4 海水（放水）中の放射線の測定 略</p> <p>5 大気中の放射性物質の濃度の測定 (1) 略 (2) 設置地点 施設周辺に配置するにあたっては、次の事項を考慮して_____選定するものとし、設置場所は環境放射能測定実施計画で定める。 <u>イ</u> 人の居住状況 <u>ロ</u> 施設からの距離 <u>ハ</u> 卓越風向の状況 <u>ニ</u> <u>全体的なつり合い</u> (3) ~ (5) 略</p> <p>6 移動観測車による測定 (1) ~ (2) 略 (3) 測定地点 <u>イ</u> MS <u>及びMP</u>を設置していない集落 <u>ロ</u> 移動観測車が移動する経路 <u>ハ</u> その他必要な地点 (4) ~ (6) 略</p> <p>7 測定方法の変更 略</p> <p>8 測定地点等の変更 略</p> <p><u>9 異常時の測定</u> <u>異常な放射線被ばくをもたらし事態が発生、又はそのおそれがあるときの測定は、宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] の定めによるものとする。</u></p> <p>表1 モニタリングステーションの設置場所 略</p> <p><u>表2 モニタリングポイントの設置場所 (MS以外)</u> 略</p>	<p>ガンマ線放出核種の核種分析並びにSr-90及びH-3の分析は、原則として<u>原子力規制庁等</u>で定めている方法によるものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>4 海水（放水）中の放射線の測定 略</p> <p>5 大気中の放射性物質の濃度の測定 (1) 略 (2) 設置地点 施設周辺に配置するにあたっては、次の事項を考慮して<u>地域の実状を踏まえ</u>選定するものとし、設置場所は環境放射能測定実施計画で定める。 <u>ア</u> 人の居住状況 <u>イ</u> 施設からの距離 <u>ウ</u> 卓越風向の状況 _____ (3) ~ (5) 略</p> <p>6 移動観測車による測定 (1) ~ (2) 略 (3) 測定地点 <u>ア</u> MS _____を設置していない集落 <u>イ</u> 移動観測車が移動する経路 <u>ウ</u> その他必要な地点 (4) ~ (6) 略</p> <p>7 測定方法の変更 略</p> <p>8 測定地点等の変更 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>表1 モニタリングステーションの設置場所 略</p> <p><u>(削除)</u> 略</p>	<p>➤時点修正</p> <p>➤国の「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」に準じた記載への修正</p> <p>➤積算線量測定終了に伴う修正</p> <p>➤「1 基本方針 (1) 目的」の記載に統合</p> <p>➤積算線量測定終了に伴う修正</p>

現 行 (令和7年2月)	修 正 後	備 考
<p>図1 前面海域、周辺地域（海域）及び対照地域（海域）の区分図略</p> <p>表<u>3</u> 環境試料採取計画の概要略</p> <p>Ⅱ～Ⅲ略</p> <p>Ⅳ 附則 この計画は、令和<u>7</u>年4月1日から施行する。</p>	<p>図1 前面海域、周辺地域（海域）及び対照地域（海域）の区分図略</p> <p>表<u>2</u> 環境試料採取計画の概要略</p> <p>Ⅱ～Ⅲ略</p> <p>Ⅳ 附則 この計画は、令和<u>8</u>年4月1日から施行する。</p>	<p>➤番号の繰り上げ</p> <p>➤時点修正</p>

環境放射能測定実施計画 新旧対照表

現 行 (令和7年2月)												修 正 後												備 考
1～4 略												1～4 略												▶時点修正 ▶積算線量測定終了に伴う修正
5 施行日 この計画は、令和7年4月1日から施行する。												5 施行日 この計画は、令和8年4月1日から施行する。												
表1 モニタリングステーション (MS) における測定項目												表1 モニタリングステーション (MS) における測定項目												
項目 MS名	設置者	空間ガンマ線量率	空間ガンマ線スペクトル	空間ガンマ線積算線量	風向・風速	感雨及び降水量	土壌水分	気温	日射量	放射収支量	大気浮遊じん中の全放射能濃度及び全放射能	項目 MS名	設置者	空間ガンマ線量率	空間ガンマ線スペクトル	風向・風速	感雨及び降水量	土壌水分	気温	日射量	放射収支量	大気浮遊じん中の全放射能濃度及び全放射能		
女川	地方自治体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	女川	地方自治体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
飯子浜	"	○	○	○	○						○	飯子浜	"	○	○	○							○	
小屋取	"	○	○	○	○	○						小屋取	"	○	○	○	○							
寄磯	"	○	○	○	○	○						寄磯	"	○	○	○	○							
鮫浦	"	○	○	○	○	○					○	鮫浦	"	○	○	○	○						○	
谷川	"	○	○	○	○							谷川	"	○	○	○								
荻浜	"	○	○	○	○	○						荻浜	"	○	○	○	○							
塚浜	施設者	○	○	○	○							塚浜	施設者	○	○	○								
寺間	"	○	○	○	○	○						寺間	"	○	○	○	○							
江島	"	○	○	○	○	○						江島	"	○	○	○	○							
前網	"	○	○	○	○							前網	"	○	○	○								
表2、表3、図略												表2、表3、図略												

環境放射能評価方法 新旧対照表

現 行 (令和 7 年 2 月)	修 正 後	備 考
<p>「女川原子力発電所周辺環境放射能及び温排水測定基本計画（以下、「基本計画」という。）に基づき実施する環境放射能測定結果の評価は以下により行う。</p> <p>1 実効線量の推定 周辺地域住民の外部被ばく及び内部被ばくによる実効線量を以下の方法によって推定し、個人に対する線量限度（1 m S v / 年）と比較することにより評価する。 ただし、女川原子力発電所の運転状況、放射性廃棄物の管理状況及び基本計画に基づく周辺地域の環境放射能モニタリング結果から、明らかに原子力発電所に起因する周辺住民の被ばくが認められない場合、又は被ばくの推定を必要としないと判断された場合は、実効線量の推定を省略することができるものとする。</p> <p>(1) 外部被ばくによる実効線量 外部被ばくによる実効線量は、Na I (T 1) 検出器及び電離箱検出器による連続測定結果 <u>又は蛍光ガラス線量計 (R P L D) による積算線量測定結果</u> から推定する。 空間放射線量から実効線量への換算は、「平常時モニタリングについて (原子力災害対策指針補足参考資料) (以下、「補足参考資料」という。))」によるものとする。</p> <p>(2) 内部被ばくによる預託実効線量 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 施行日 この計画は、令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>「女川原子力発電所周辺環境放射能及び温排水測定基本計画（以下、「基本計画」という。）に基づき実施する環境放射能測定結果の評価は以下により行う。</p> <p>1 実効線量の推定 周辺地域住民の外部被ばく及び内部被ばくによる実効線量を以下の方法によって推定し、個人に対する線量限度（1 m S v / 年）と比較することにより評価する。 ただし、女川原子力発電所の運転状況、放射性廃棄物の管理状況及び基本計画に基づく周辺地域の環境放射能モニタリング結果から、明らかに原子力発電所に起因する周辺住民の被ばくが認められない場合、又は被ばくの推定を必要としないと判断された場合は、実効線量の推定を省略することができるものとする。</p> <p>(1) 外部被ばくによる実効線量 外部被ばくによる実効線量は、Na I (T 1) 検出器及び電離箱検出器による連続測定結果 <u>から推定する。</u> 空間放射線量から実効線量への換算は、「平常時モニタリングについて (原子力災害対策指針補足参考資料) (以下、「補足参考資料」という。))」によるものとする。</p> <p>(2) 内部被ばくによる預託実効線量 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 施行日 この計画は、令和 <u>8</u> 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>➤記載の統一</p> <p>➤積算線量測定終了に伴う修正</p> <p>➤記載の統一</p> <p>➤時点修正</p>